

# 青森県報

号外第五十八号

平成二十九年  
七月七日  
(金曜日)

## 目 次

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……二
- 青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……四
- 青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収  
条例の一部を改正する条例……………(環境保全課) ……八
- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する  
条例及び青森県営住宅条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……九

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月七日

青 森 県 知 事      三                      村                      申                      吾

青森県条例第二十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、

かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第四項に

規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第三十二条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者

に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業

安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十條第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四條第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

41 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十條第十項の規定の適用については、同項中「第二十八條まで」とあるのは「第二十八條まで及び附則第五條」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第三十二條各号に掲げる者であつて、雇用保険法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認められたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法  
ハ 特定退職者

施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第三十二條各号に掲げる者であつて、雇用保険法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

規定する職業指導を行うことが適當であると認められたものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十條第十一項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十條第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第四十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二條第一項に規定する職員（同條第二項の規定に

より職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であつて職員の退職手当に関する条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)第四条の規定による改正後の職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第十一項(第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十条第十五項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第二十七号

#### 青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同

条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他地方税法施行規則第七条の三第一項に規定する事項」に、「地方税法施行規則第七条の三」を「同条第二項及び第三項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十一項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項の規定によつて」を「第八項の規定により」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に、「果している」を「果たしている」に、「取付けた」を「取り付けた」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築

物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他地方税法施行規則第七条の三の二第一項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第二項において準用する同令第七条の三第二項及び第三項に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を地方税法施行規則第七条の三の二第三項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第八十二条の次に次の一条を加える。

（家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る課税標準の特例に係る割合）

第八十二条の二 法第七十三条の十四第十一項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

2 法第七十三条の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

3 法第七十三条の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

第九十三条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第七十七条第八項」を「第七十七条第九項」に改める。

第九十三条の二第七項、第九十三条の三第七項、第九十三条の四第七項及び第九十三条の五第七項中「第七十七条第八項」を「第七十七条第九項」

に改める。

第九十四条中「第七十七条第十項」を「第七十七条第十一項」に、「によつて」を「により」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第二百十六条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第三条の三第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

附則第七条の二第四項中「法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定める」を「地方税法施行規則附則第十三条の三第十一項に規定する」に改める。

附則第八条の二の六第二項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改める。

附則第九条の二の二第二項中「附則第十二条の二の二第二項」を「附則第十二条の二の二第二項各号」に、「ガソリン自動車」を「自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第八十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第七条の二第四項の改正規定並びに附則第三項の規定は公布の日から、第二百十六条第一項の改正規定並びに附則第三条の三第一項及び第八条の二の六第二項の改正規定は平成三十一年一月一日から施行する。

2 改正後の青森県税条例第七十七条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（以下「共用

部分」という。)とされた附属の建物を含む。) (同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(同法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。)を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下同じ。)の平成三十年四月一日(以下「施行日」という。)以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、平成二十九年四月一日前に新築された改正前の青森県県税条例第七十七条第四項の一棟の建物(同法第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県県税条例第八十二条の二の規定は、この条例の公布の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の青森県県税条例附則第九条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十八号

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例



青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設又は同条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場」を「法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設」に、「ごみ焼却施設等」を「要縦覧等一般廃棄物処理施設」に改め、同表第二号中「ごみ焼却施設等」を「要縦覧等一般廃棄物処理施設」に改め、同表第十九号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第三号に掲げる汚泥の焼却施設、同条第五号に掲げる廃油の焼却施設、同条第八号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設、同条第十二号に掲げる廃PCB等、PCB汚染物若しくはPCB処理物の焼却施設、同条第十三号の二に掲げる産業廃棄物の焼却施設又は同条第十四号に掲げる産業廃棄物の最終処分場」を「法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設」に、「汚泥焼却施設等」を「要縦覧等産業廃棄物処理施設」に改め、同表第二十号中「汚泥焼却施設等」を「要縦覧等産業廃棄物処理施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月七日

青 森 県 知 事      三                      村                      申                      吾

#### 青森県条例第二十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県営住宅条例の一部を改正する条例

（青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改める。

（青森県営住宅条例の一部改正）

第二条 青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める。

第十九条第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十八条第一項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める。

第二十八条の二中「から第四項まで及び第七項」を「第三項から第五項まで及び第八項」に、「及び第四項」を「及び第五項」に改め、「第十条第六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「又は第二十九条第八項」を「若しくは第五項又は第二十九条第九項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年七月二十六日から施行する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭